

消費者だより

2020年9月号

マイナポイントに便乗した 詐欺被害に注意

マイナポイントは、マイナンバーカードとキャッシュレス決済とを結び付けて、チャージ額または購入額に応じて付与されるポイントです。事前に予約・申し込みをすると、キャッシュレス決済サービスの決済事業者を通じて、9月1日から25%のマイナポイントが付与されます。このマイナポイント事業に便乗した詐欺被害にご注意ください。

■国や区役所の職員などが以下を行うことは絶対にありません。

- ・ マイナンバーや金融機関の口座番号、口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報などを聞き出すこと
- ・ 通帳やキャッシュカードを預かったり、確認したりすること
- ・ 金銭の要求や、手数料の振り込みを求めること

■消費者へのアドバイス

マイナポイントを受け取るには予約と申込手続きが必要です。

手続きの際、マイナンバーカードの置き忘れや、パスワードの管理にお気を付けください。

不審な電話などがあつたときは、消費生活センターへ相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時30分～16時00分

(祝日、年末年始を除く)